

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	日本基礎技術株式会社			コード	1914
提出日	2025/5/15	異動（予定）日	2025/6/27		
独立役員届出書の提出理由	独立役員が退任し、新たな独立役員を選定するため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	厨川 道雄	社外取締役	○													○		有
2	岡村 裕	社外取締役	○													○	指定	有
3	相内 真一	社外監査役	○													○		有
4	松永 烈	社外監査役	○													○		有
5	氷坂 智晶	社外監査役																

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません。	厨川氏は、研究機関等における専門的知識、経験等を備えており、客観的な立場で適切な助言を受けられるものとして、当社の社外取締役に適任であると考えております。また、厨川氏は、当社の主要株主ではなく、また、近親者に当社の業務執行者等はありません。その他、独立役員の属性として取引所が規定する項目に該当するものではありません。従って、同氏は一般株主との間に利益相反が生じる恐れがない立場であり、当社の独立役員として適任であると判断し、同氏を独立役員に選任しております。
2	該当事項はありません。	岡村氏は金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を備えています。このため、客観的な立場で適切な助言を受けられるものとして、当社の社外取締役に適任であると考えております。また、岡村氏は、当社の主要株主ではなく、また、同氏の近親者に当社の業務執行者等はありません。その他、同氏は過去に当社の主要な取引先である株式会社りそな銀行の業務執行者でありましたが、退任から16年以上が経過していることから、出身会社の意向が当社に影響することはないと考えております。従って、同氏は一般株主との間に利益相反が生じる恐れがない立場であり、当社の独立役員として適任であると判断し、同氏を独立役員に選任しております。
3	該当事項はありません。	相内氏は、弁護士であり法律の専門家としての豊富な知見を備えており、客観的な立場で、適切な監査をしていただける方であり、当社の社外監査役として適任であると考えております。また、相内氏は、当社の主要株主ではなく、また、同氏の近親者に当社の業務執行者等はありません。その他、独立役員の属性として取引所が規定する項目に該当するものではありません。従って、同氏は一般株主との間に利益相反が生じる恐れがない立場であり、当社の独立役員として適任であると判断し、同氏を独立役員に選任しております。
4	該当事項はありません。	松永氏は、研究機関等における専門的知識、経験等を備えており、客観的な立場で、適切な監査をしていただける方であり、当社の社外監査役として適任であると考えております。また、松永氏は、当社の主要株主ではなく、また、同氏の近親者に当社の業務執行者等はありません。その他、独立役員の属性として取引所が規定する項目に該当するものではありません。従って、同氏は一般株主との間に利益相反が生じる恐れがない立場であり、当社の独立役員として適任であると判断し、同氏を独立役員に選任しております。
5		

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。